

# 伊勢崎市個人情報保護審査会

## (答申第1号)

- ◆ 諮問第1号 「就学援助者名簿（〇〇〇〇に関するもの）」の存否を明らかにしないこととする決定に係る異議申立てについて（伊教学収第53号）
- ◆ 諮問第2号 「学齢簿（〇〇〇〇に関するもの）」の開示をしないこととする決定に係る異議申立てについて（伊教学収第54号）



〇〇〇  
〇〇〇  
〇〇〇  
〇〇。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人は、本件対象自己情報を開示することにより、本人の権利利益を害することはなく、むしろ本人の利益になることが明らかであるため、次のとおり、本件処分は違法不当であり、本人とその法定代理人である異議申立人との利害関係や利益状況について慎重に検討の上、条例の解釈運用を行うべきであるとしている。

### (1) 「就学援助者名簿」の存否応答拒否処分について

本人の保護者（本人の母親。以下同じ。）は、自己破産している。自己破産は、親権喪失の原因となることから、法的には共同親権、共同監護の状態であるが、本人の保護者が親権者として不適当なのは明らかである。

父親の方が子の利益から考えて適しているといえるので、本人の財産に関する情報、金銭に関する情報など、就学援助の有無について情報を開示してもらいたい。

### (2) 「学齢簿」の非開示処分について

異議申立人とその妻は離婚していないため、戸籍謄本、住民票等の取得は可能であり、本人の氏名、住所等は開示するまでもない。また、本人の保護者の情報についても、異議申立人は情報を有しているので、これらの情報を保護する必要もない。開示してもらいたい部分は、本人の就学校の部分である。

### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、子の利益や子の福祉を尊重した上で本件対象自己情報の開示請求をしているとしており、その主張の概要は次のとおりである。

ア 子が就学しているか確実な情報が得られず、父親として心配である。子からは聞いているが、誰も（第三者）が認める確実な情報が得たい。そうすることで、現状について、何らかの解決策が見出せるのではないかと考えている。

イ 実施機関は、親権者の一方からの申し入れがあれば、背景がどうであれ、先に申し入れがあった方の要望を認め、もう一方の親権者の意見については耳を傾けようとするのか。

ウ 子が〇〇小学校に通っていることは明らかであるが、学校側は個人情報に関する事なので、在学の有無については明らかにできないと主張している。また、学校長は、「母親から子に会わせないように言われている」、「校長の権限で立ち入り禁止にすることもできる」と発言しており、学校に近づくことさえできない状況である。そのため、学校に対して学校行事や学校の規則などの問い合わせができず、子の監護や養育に支障をきたしている。

エ 「学齢簿」の保護者の欄は、民法上の親権者を記入することになっていると理解している。学校教育法では保護者＝親権者であり、監護の有無については触れていないはずである。学校教育法上では親権者・父であるから、本件対象自己情報の一部開示は可能と解すべきである。また、異議申立人は、親権者・父、学校教育法上では保護者であるから、

学校側も保護者として認めるよう教育委員会が指導すべきである。

オ 本件対象自己情報の開示により、子の〇〇小学校への入学を確認することができれば、異議申立人が子の教育に関し、父親として関わることができる。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、個人情報開示決定等理由説明書及び口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

##### 1 本件処分の理由

異議申立人は、本人の法定代理人であるが、もう一方の法定代理人である本人の母親とは現在別居中であり、両者の意見には相当の相違が認められた。さらに、異議申立人は、本人を現に監護している母親との話し合いができない状況であり、本件対象自己情報を開示することで、家庭内のトラブル等が拡大したり、深刻になることも予測され、また、開示してもそのような事態を避けられるという確証は得られがたい。そこで、当実施機関としては、開示請求に係る自己情報の本人の権利利益を害するおそれがあると認められたことから、次のとおり本件処分を行ったものである。

##### (1) 「就学援助者名簿」の存否応答拒否処分について

異議申立人の子に係る「就学援助者名簿」の存否を明らかにすることで、就学援助の支給を受けているかどうかの情報を類推させることになるし、仮に当該自己情報が存在するとしても、条例第15条第1項第6号による非開示情報であると判断し、存否応答拒否処分とした。

なお、異議申立人が主張する金銭的利益については、当実施機関が確認する立場にはないし、金銭的利益が一概に本人の利益になるかどうかは不明である。さらに、それを判断する立場にもないと考えている。

##### (2) 「学齢簿」の非開示処分について

異議申立人は、子が本市に在住していることを住民票等で確認し、市内の小学校に通学していることについても本人との面談で確認している。しかし、当実施機関が書面により当該自己情報を開示することで、本人の教育上及び審判等にどのような影響があるかについて、当実施機関では判断することができないし、前述のとおり、家庭内のトラブル等が拡大したり、深刻になるおそれもある。

したがって、異議申立人の子に係る「学齢簿」を開示することが本人の利益になることが明らかであるとはいえないと判断し、非開示処分とした。

##### 2 異議申立人の主張に対する説明

##### (1) 「子どもの就学の確認」について

現在、本件対象自己情報の本人は未成年者であり、異議申立人は、本人及びその母親と別居中の状態で、裁判所において親権等をめぐって審判中とのことである。

また、当実施機関は、教育機関として、子供の住所地において義務教育を履行し、就学の機会を確保することをその使命としているため、児童・生徒の両親のトラブルについては中立的な立場でなければならない。

そこで、本件対象自己情報を開示することが明らかに本人の利益になるとの判断を当実施機関ではすることができないものと考えている。さらに、本件対象自己情報を開示することによって、少なからず審判等に影響があることも推測され、そのことが本人にとって必ずしも利益になるとの判断についても同様に、当実施機関ではすることができない。

(2) 「親権者の一方のみの申し入れを聴いていること」について

本人の母親は、保護者として学校教育法上の就学義務を履行しており、特に問題はないと学校長より報告を受けている。

本件対象自己情報の開示を行うことにより、本人の就学に影響を及ぼしたり、本人やその母親の日常生活に何らかの影響を及ぼす可能性もあり得るし、異議申立人とその妻との間で係争している問題や家庭内のトラブル等が拡大したり、深刻になるおそれがある。

教育委員会や学校は、どちらか一方の意見を聴くのではなく、児童の就学の機会を確保することが使命であり、母親が保護者として学校教育法上の就学義務を履行しており、さらに本件対象自己情報を開示することで、前述したような影響を受けるおそれがあると認められる以上、家庭内のトラブル等について、当実施機関が関与し、立ち入る立場にはないものと考えている。

(3) 「子どもの教育への関与」について

父親と母親との話し合いにより共同親権を行使することができない以上、それぞれ意見の異なる両者が学校に関わっていくことは教育上好ましくないものと考えている。

また、現在の状況では、実際に子を就学させている母親と学校が関わっていく事を是認するものである。

(4) 「学校側の対応」について

異議申立人が主張する学校長の対応については、当実施機関が行った本件処分に係る異議申立ての審議の中で取り扱うことは適当ではない。

しかし、学校長の判断については、学校長が何回か異議申立人の話を伺った上で、教育上の配慮を検討した結果であり、特に問題はないと考えている。

- 3 以上のことから、当実施機関は、本件対象自己情報を開示することが本人の利益になることが明らかであるとはいえないと判断し、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断の理由

1 異議申立てに係る事件の併合審議について

平成18年5月10日付けで当審査会が実施機関から諮問を受けた異議申立てに係る事件（諮問第1号及び第2号。以下「本異議申立事件」という。）は、異議申立人及び実施機関が同じであること、異議申立人の主張及び実施機関による本件処分の理由説明がそれぞれの事件に共通した趣旨であり、かつ相互に関連が深いことから、当審査会では、これらの事件を併合して一括審議することとした。

2 条例による自己情報の開示請求制度について

本異議申立事件に係る自己情報の開示請求は、条例第13条第2項の規定により、親権者である父親が未成年者の法定代理人として、本人に代わって行ったものであることから、まず、

未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求に係る条例の解釈、運用について検討を加えることとする。

(1) 自己情報の開示請求権

条例の目的は、「基本的人権の擁護と公正で開かれた市政の実現を図ること」(条例第1条)であり、そのためには、自己情報のコントロール権を保障することが有効な手段であることから、市の実施機関が保有する個人情報について、「何人も、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる」(条例第13条第1項)とし、本人が自己に関する個人情報の開示を請求する権利を条例で保障したものである。

この自己情報の開示請求は、本人の直接請求により、当該本人に対して開示することが原則である。したがって、本人が自己情報の開示請求をすることができる限り、広く代理請求を認めることは、かえって本人の権利利益を害するおそれもある。

しかし、未成年者や成年被後見人のように、本人が直接自己情報の開示請求をすることが困難な場合には、本人の権利行使を補助するため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特別な理由があると認める者(以下「法定代理人等」という。)に限り、本人に代わって自己情報の開示請求をする権利を認めている(条例第13条第2項)。ただし、法定代理人等が本人に代わって自己情報の開示請求をしたときであっても、当該自己情報が「開示することにより、当該自己情報の本人の権利利益を害するおそれのある情報」(条例第15条第1項第6号)に該当する場合については、開示をしないことになる。ここでいう「本人の権利利益を害する」には、自己情報の内容に関して、本人とその法定代理人等の利害関係が一致しないことや自己情報を開示すること自体が本人の意思に反する場合などが考えられる。

(2) 未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求権

ア 未成年者の法定代理人は、任意代理とは異なり、未成年者の利益のために代理行為を行う義務を有し、その代理行為には本人の同意を要しない。したがって、未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求も、本人の意思とは独立して行うことができるものとしている。

なお、未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求は、未成年者の利益のために条例で特に認められている制度であり、未成年者の法定代理人が本人に代わって自己情報の開示請求をする権利を認めたものである。ここでいう「本人に代わって」とは、あくまでも未成年者の法定代理人が代理人として自己情報の開示請求をすることができるということを示しているにすぎない。

イ 親権については、民法(明治29年法律第89号)第818条第3項の規定によると、父母の婚姻中は、父母が共同して行い、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行うこととしている。ここでいう「父母の一方が親権を行うことができないとき」とは、事実上又は法律上親権の行使が不能なときのことである。したがって、父母の一方が行方不明であるとか、長期の旅行であるとか、事実上の親権の行使不能の場合だけでなく、後見開始又は保佐開始の審判、親権喪失の宣告といった法律上の親権の行使不能の場合も含まれるものと解されている。

未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求権の行使は、次の理由により、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で自己情報の開示請求をすることができるとしている。

(ア) 条例による自己情報の開示請求権は、本人の利益を実現する手段として法定代理人等による権利行使の制度を設けたものであること。

(イ) 親権の共同行使を要件とすると、一方の法定代理人の事情により、自己情報の開示請求権が円滑に行使されなくなり、本人の権利利益の保護を制約するおそれがあること。

### 3 本異議申立事件に係る自己情報の開示請求権について

実施機関としては、自己情報の本人が未成年者である場合、その法定代理人の行った自己情報の開示請求が仮に本人の利益に反すると疑われるときであっても、提出された「個人情報開示請求書」に形式上の誤りや不備がない限り、条例第13条第2項の規定による自己情報の開示請求が有効なものとして、受け付けなければならない。

本異議申立事件に係る自己情報の開示請求は、本人の父親である異議申立人がその法定代理人として行ったものであり、その事実は、異議申立人が「個人情報開示請求書」を実施機関に提出した際、本人確認のための書類として添付した戸籍謄本の写しにより確認している。

したがって、異議申立人は、本件対象自己情報の本人の法定代理人であることは明らかであることから、条例第13条第2項の規定により、本人に代わって自己情報の開示請求をすることができる者として、実施機関が受け付けた。

### 4 本件対象自己情報について

実施機関が本異議申立事件に係る自己情報の開示請求に対して特定した情報は、未成年者である異議申立人の子に係る「就学援助者名簿」及び「学齢簿」であるが、これらには、次のような個人情報が記載されている。

#### (1) 「学齢簿」の記載事項について

「学齢簿」は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条第1項の規定により、市町村の教育委員会に当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について編製することが義務付けられている。

この「学齢簿」に記載すべき事項は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第30条第1項に規定されており、「学齢児童又は学齢生徒に関する情報」としてその氏名、現住所、生年月日及び性別を、「保護者に関する情報」としてその氏名、現住所及び学齢児童又は学齢生徒との関係を、その他就学する学校に関する事項等を記載することとしている。実施機関において編製する「学齢簿」においても、これらの情報が記載されている。

#### (2) 「就学援助者名簿」の記載事項について

就学援助とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童の保護者に対して、市町村が必要な援助を行う制度である。

実施機関が作成する「就学援助者名簿」は、実施機関が就学援助を支給する学齢児童及びその保護者を管理するため、その氏名、住所等を一覧表にしたものである。

5 本件処分の理由として適用した条例第15条第1項第6号該当性について

本異議申立事件において実施機関は、「本件対象自己情報は条例第15条第1項第6号に該当し、開示請求に係る自己情報の本人の権利利益を害するおそれがあると認められる」との理由により、本件処分を行っている。

また、本件処分の理由について実施機関は、「本件対象自己情報を開示することで、家庭内のトラブル等が拡大したり、深刻になることも予測され、また、開示してもそのような事態を避けられるという確証は得られがたい」とし、さらに「本件対象自己情報を開示することが明らかに本人の利益になるとの判断を当実施機関ではすることができない」とも説明している。

そこで、当審査会では、本件対象自己情報を開示することが、客観的に見て「本人の利益になる」といえるか否か（条例第15条第1項第6号該当性）について、検討することとした。

なお、本異議申立事件の場合、家族間の問題や家庭内の問題が内在していることから、異議申立人が主張するように、異議申立人と本人、その母親の利害関係や利益状況について慎重に検討し、条例の解釈を行った。

(1) 子の個人情報を親権者である父親自身の個人情報として取り扱い、その親に固有の権利として、子に係る自己情報の開示請求を条例で認めているとすると、「親権者・父であるから、一部開示は可能と解すべき」とする異議申立人の主張を認容することになるだろう。たしかに、子の個人情報とその親の個人情報は密接に関連する部分もあるだろうが、条例上は明確に区別されており、その親に固有の権利として、子に係る自己情報の開示請求を認めてはいない。

そこで、子が未成年者である場合において、その親が子に係る自己情報の開示請求を行うに当たっては、条例第13条第2項の規定により、親権者たる法定代理人として、子に代わって自己情報の開示請求をすることになる。この未成年者の法定代理人による自己情報の開示請求は、未成年者の法定代理人自身を本人として、当該法定代理人に固有の自己情報の開示請求権を認めるような特別な制度ではないことから、本異議申立事件においても、未成年者の法定代理人である異議申立人が、あくまでも本人の代理人として自己情報の開示請求を行ったと考えるべきである。

このように考えると、たとえ親権者による自己情報の開示請求であっても、当該自己情報が条例第15条第1項第6号に規定する「開示することにより、当該自己情報の本人の権利利益を害するおそれのある情報」に該当する場合については、実施機関は開示をしない決定をすることになるだろう。

(2) 民法によると、親は、親権を行う者として子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとしており（民法第820条）、子が成年に達して判断能力、意思能力等を備えるように成長するまで、その子を指導、育成等をするのが親権を行う者の義務としている。たとえ父母が別居中であっても、双方に親権が存する間は、両親それぞれに子に対する監護及び教育をする権利と義務が存するといえる。ここでいう「監護及び教育」とは、子の福祉のために行われるべきものであることから、これを不当に行使し、又は行使せずに放置して、子の福祉を著しく害する場合には、親権を剥奪されることがある（民法第834条）。

しかし、本人の通学する〇〇小学校の校長の話によると、「本人の母親は、保護者として学



校教育法上の就学義務を果たしており、特に問題はない」とのことである。

それに対して異議申立人は、「子が就学義務を履行しているのは間違いないが、特に問題がないという点については疑問である。就学義務を履行していれば、子の福祉とは関係ないのか」と主張しているが、本件対象自己情報の開示を行うことで、実施機関が説明するように「本人の就学に影響を及ぼしたり、本人及びその母親の日常生活に何らかの影響を及ぼす可能性もあり得るし、異議申立人とその妻との間で係争している問題や家庭内のトラブル等が拡大したり、深刻になるおそれがある」ことは容易に推測される。このような状況のもとでは、子の福祉増進につながる要因を見出し、結果として子の利益になると認めることは困難である。

また、異議申立人が主張する「養育に支障をきたした」と感じる原因は、異議申立人とその妻との間の問題であり、その点については異議申立人も承知しているところである。さらに、異議申立人は、本件対象自己情報を開示することで、現状の問題に何らかの解決策を見出すことができるとも主張しているが、当審査会が持つ情報からは、具体的な問題の解決策を見出すことができるかどうか不明である。

- (3) 通常、未成年者とその法定代理人の利害関係は、当然一致するものと推測されるが、本異議申立事件の場合、異議申立人が本人と生活を共にしていない現状や父親と母親との話し合いにより共同親権を行使することができず、かつ両者の意見に相当の相違が認められたことから、異議申立人とその子の利害関係が一致することは、困難な状況にあると考えられる。かかる観点からすると、本件対象自己情報は、非開示情報（条例第15条第1項第6号）に該当するものと推測される。

異議申立人とその妻、子との間の問題は、家庭内の問題や家族間の問題として、本来、その家庭の自主性に委ねられる面があり、異議申立人もそのことについては承知しているところである。さらに、実施機関が本件対象自己情報を開示することで、本人とその母親の日常生活に何らかの影響を及ぼすおそれがあることや、母親のもとで現に子が監護されており、通常に学校生活を送っている現状を考慮すると、実施機関が積極的に異議申立人の家庭内のトラブル等に関与する必要性は認められない。

- (4) 異議申立人は、子が市内に在住していることを住民票等で確認し、さらに、その子が〇〇小学校に通学していることについても本人との面談で確認していることから、本件対象自己情報である「学齢簿」に記載されている情報について、承知しているものと思われる。

このことについて、異議申立人は、「誰もが認める確実な情報を得たい」がために本件対象自己情報の開示請求を行ったと主張しているが、条例第13条第2項に規定されている法定代理人等による自己情報の開示請求は、前述のとおり、あくまでも本人の利益のために条例で特に認められている制度であり、異議申立人の現状を勘案すると、本件対象自己情報を異議申立人に開示することが実質的に本人である子の利益になるかどうかについては、疑問視される。

当審査会としても、「親権を行使する父親として、子を心配する気持や子の教育に関与したい」と主張する異議申立人の心情については、十分理解できるところである。しかし、これらの問題に対して、本件処分の妥当性を調査審議する立場から、異議申立人が主張するよう

な現状について、どこまで調査すべきかについては、個人のプライバシーに関する情報もあることから、考慮しなければならないところであり、それを積極的に調査することは、当審査会の役割を越えてしまうものとする。

したがって、本人の母親が保護者として学校教育法上の就学義務を果たしている現状を尊重し、「教育委員会や学校は、児童の就学の機会を確保することが使命であり、母親は保護者として学校教育法上の就学義務を履行しており、さらに本件対象自己情報を開示することで、前述したような影響を受けるおそれがあると認められる以上、家庭内のトラブルについて当実施機関が関与し、立ち入る立場にはない」とする実施機関の説明を認めるのが相当であろう。また、「書面により当該自己情報を開示することで、本人の教育上及び審判等にどのような影響があるかについて、当実施機関では判断することができない」とする実施機関の説明についても、同様であるとする。

- (5) 異議申立人は、実施機関が本人の母親の主張を受け入れて、もう一方の保護者の意見等には耳を傾けようとしめないことについても主張しているが、これは、学校長が異議申立人の主張を聴き、担任の教師等からも子の就学状況について聴取した上で、現状では教育上の配慮から実際に就学させている母親と学校が関わってく事を是認すると判断したことであるので、当審査会としては、その対応を尊重するものである。

なお、実施機関が編製する「学齢簿」の保護者の欄には、学齢児童の保護者からの申出に基づき、学校教育法第22条に規定する学齢児童を就学させる義務を負う者の氏名を記載することになっている。ここでいう「保護者」とは、親権者又は未成年後見人を指している。

したがって、異議申立人が主張するように、「学齢簿」の保護者の欄には、民法上の親権者、後見人等の氏名が記載されることになるが、ここでいう保護者が即ち本件対象自己情報の一部開示を必ずしも可能とするわけではないことについては、前述したとおりである。

- (6) 以上のとおり、客観的に見て本件対象自己情報を開示することが「本人の利益になる」とまではいえず、実施機関が説明するように「異議申立人とその妻との間で係争している問題や家庭内のトラブルが拡大したり、深刻になるおそれがある」ことを重視し、これを避けるべきであろう。このことは、異議申立人自身も承知していることであるが、家庭内の問題等を解決するためには、親権者同士の話し合いや親権をめぐる司法の判断を仰ぐべきではないだろうか。

したがって、当審査会としては、「本件対象自己情報を開示することにより、当該自己情報の本人の権利利益を害するおそれがある」とした実施機関の本件処分理由について、妥当であると判断するものであり、本件対象自己情報は、条例第15条第1項第6号の非開示情報に該当するとして、当該自己情報の開示請求に対して開示をしない決定をするべきものとする。

さらに、実施機関が「本人とその母親の日常生活に何らかの影響を及ぼすおそれがあること」についても考慮して本件処分を行ったことから、本件対象自己情報が条例第15条第1項第4号に規定する「開示することにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する可能性も残しているといえよう。

## 6 本件処分の方法の妥当性について

- (1) 本件対象自己情報の開示請求に対して、条例第15条第1項第6号の非開示情報に該当するため、開示をしない決定をすることとして、その方法であるが、実施機関は、「就学援助者名簿」については条例第18条を適用して存否応答拒否処分とし、「学齢簿」については非開示処分としている。
- (2) 条例第18条は、「開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

本異議申立事件において異議申立人は、当該異議申立人の子が就学援助の支給を受けているか否かの情報を得るため、異議申立人の子に係る「就学援助者名簿」の開示を求めている。

仮に、本人及びその保護者が就学援助の支給を受けていれば、当然実施機関が作成する「就学援助者名簿」に本人及びその保護者の情報が記載されることになる。そこで、異議申立人の子に係る「就学援助者名簿」の存否を明らかにして非開示又は不存在の決定をした場合、就学援助の支給を受けているか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、異議申立人の子に係る「就学援助者名簿」については、実施機関が説明するように「自己情報の存否を明らかにすることで、就学援助を受けているかどうかの情報を類推させることになるし、仮に当該自己情報が存在するとしても、条例第15条第1項第6号により非開示となる自己情報である」として、存否応答拒否処分とすることが相当であろう。

- (3) また、異議申立人の子に係る「学齢簿」については、子の就学校に関する情報を得るために開示を求めているが、異議申立人は、前述のとおり、異議申立人の子が市内に在住していることを住民票等で確認し、さらに、その子が〇〇小学校に通学していることについても本人との面談で確認している。

したがって、実施機関が編製する「学齢簿」に異議申立人の子に係る情報が記載されていることについて、異議申立人が承知していることは容易に推測される。そこで、「就学援助者名簿」のように、その存否を明らかにしないことについては意味がなく、異議申立人の子に係る「学齢簿」については、非開示処分とすることが相当であろう。

## 7 その他

当審査会は、自己情報の開示請求を実施機関が拒んだ場合において、実施機関の判断が妥当であったか否かについて調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張、申立てについては、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

## 8 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第6 審査会委員の回避について

本異議申立事件に係る調査審議に関し、当審査会の〇〇会長から、当該事件に関連した件で弁護士として異議申立人に関与した経緯があるので、当審査会において行う本異議申立事件に係る調査審議の手續を回避したい旨の申出があった。

当審査会としても、審議の公正性、中立性に疑義を受けないようにとの同会長からの申出の趣旨を尊重し、当審査会委員の総意によりこの申出を認めたものである。したがって、同会長は、当審査会で行った本異議申立事件に係る調査審議には参加していない。

なお、伊勢崎市個人情報保護審査会規則（平成17年伊勢崎市規則第16号）第2条第3項の規定により、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっているので、同会長からあらかじめ指名されていた〇〇委員が会長職務代理者として議長を務め、本異議申立事件に係る調査審議を行ったものである。

## 第7 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成18年5月10日	○実施機関から「諮問書」を受領 ○実施機関に「個人情報開示決定等理由説明書」を提出要求
平成18年5月12日	○実施機関から「個人情報開示決定等理由説明書」を受領
平成18年5月15日 (第1回審査会)	○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成18年5月30日 (第2回審査会)	○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成18年6月 5日	○異議申立人から「意見書」を受領
平成18年6月13日	○異議申立人から「意見書に係る追加資料」を受領
平成18年6月19日 (第3回審査会)	○異議申立人による口頭意見陳述 ○審議
平成18年8月 1日 (第4回審査会)	○審議
平成18年8月22日 (第5回審査会)	○審議